

**令和 8 年度秦野市結婚支援事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務名称

令和 8 年度秦野市結婚支援事業委託業務

2 業務目的及び内容

別紙「仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 提案上限額

1, 101, 000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

※この金額は契約予定額を示すものではない。

※提案見積額は、この金額を超えてはならない。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 秦野市暴力団排除条例（平成 23 年秦野市条例第 18 号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

6 プロポーザルの日程

No	項目	期間等
1	公募開始	令和 8 年 4 月 20 日（月）
2	参加申込み受付期限	令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時まで
3	参加資格審査結果の通知	令和 8 年 5 月 8 日（金）まで
4	質問書の受付期間	令和 8 年 4 月 20 日（月）から 令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時まで
5	質問書への回答	令和 8 年 5 月 8 日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時まで
7	プレゼンテーション及び審査	令和 8 年 5 月 25（月）を予定 日時等の詳細は別途連絡
8	審査結果通知の発送	令和 8 年 6 月上旬
9	契約の締結	令和 8 年 6 月下旬

7 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申出書（様式1）
 - イ 参加者概要書（様式2）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和8年4月28日（火）午後5時まで
- (4) 提出場所 秦野市こども健康部こども政策課
- (5) 提出方法

電子メールにより提出すること（押印不要）。メールの件名を「秦野市結婚支援プロポーザル申込み（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）を行うこと。

なお、上記の方法による参加申出をもって、本実施要領別添1「参加申出に係る誓約事項」の記載事項について誓約したものとみなす。

- (6) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果通知書を令和8年5月8日（金）までに参加者全員に対し電子メールにより通知する。

8 質問の受付及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次により書類を提出すること。

- (1) 提出書類 任意様式
- (2) 受付期間 令和8年4月20日（月）から4月30日（木）
午後5時まで
- (3) 提出場所 秦野市こども健康部こども政策課
- (4) 提出方法

電子メールにより提出すること。メールの件名を「秦野市結婚支援プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話（開庁日の午前8時30分から午後5時まで）を行うこと。

- (5) 質問書への回答

質問に対する回答は、令和8年5月8日（金）までに本市のホームページ上で行う。

9 企画提案書の提出

企画提案書は、次により書類を提出すること。なお、期限までに提出がな

出典元を記載すること。

ウ 企画提案書には、提案者の特定につながる事項（事業者名等）を記載しないこと。

10 プレゼンテーション及び審査

(1) 日時

令和8年5月25日（月）（予定）

日時等の詳細は別途通知する。

プレゼンテーションは、企画提案書の提出順に行うこととする。

(2) 場所

秦野市役所本庁舎3階3A会議室

(3) 出席者

3名以内

(4) 実施方法 参加者に別途通知

11 選定方法

(1) 市職員による選定委員会を設置し、受注候補者を選定する。

審査基準の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価し、委員の点数を合計した総得点により順位を決定する。

A（優）	B	C（基準）	D	E（劣）
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(2) 審査基準

	審査項目	評価の視点	配点
1	業務実施体制	本業務を効果的、効率的に遂行するため、人員配置が適切であるか。（配置予定者の業務実績、経験を考慮する）	10
2	業務目的達成に向けたイベントの内容	(1) 結婚を希望する方が参加したいと思えるような企画提案であるか。 (2) 参加者に本市の魅力が伝わる企画提案であるか。	40
3	契約期間全体のスケジュール及び役割分担	(1) 業務実施フロー及びスケジュールが現実的で無理のないものか。 (2) 本市と受注者の役割分担が明確かつ妥当か。 (3) 仕様書を補完する企画が示されているか。	20
4	価格提案書	本業務の目的を達成するための対価として妥当な価格により積算されているか。	10
5	プレゼンテーション	(1) 受注意欲が感じられるか。 (2) 説明が分かりやすいか。 (3) 質問に対する応答が明瞭で迅速か。	20
合 計			100

※ 委員4名合計の総得点は400点とし、合格基準点は240点以上とする。

(3) 審査の結果、総得点と同じ場合は、価格提案書以外の審査項目の合計得点が高い提案者を受注候補者とする。

(4) 参加者が1者であってもプレゼンテーションを実施して審査を行う。
審査の結果、総得点が合格基準点以上の場合は、その1者を受注候補者とする。

12 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和8年6月上旬に提案者全員に文書で通知する。

なお、審査結果は評価の公正性、透明性等を示すため、受注候補者以外の参加事業者名を伏せて市ホームページ上で公表する。

13 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(2) 企画提案書等提出後の書類の差し替え、追加は認めない。

(3) 審査結果に対する異議申立ては、これを認めない。

(4) 企画提案書等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、提案を無効とする。

(5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号）に基づき提案書を公開することがある。

(6) 受注候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。

14 問合せ先

秦野市こども健康部こども政策課こども政策担当

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-86-3460（直通）

FAX 0463-82-5197

E-mail kosodate@city.hadano.kanagawa.jp